

北海道告示第 10491 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成 28 年 10 月 11 日までに北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成 28 年 6 月 10 日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

コンフォモール函館白鳥

函館市白鳥町 21-26、函館市田家町 16-11 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社道南ラルズ 代表取締役 土手 光三

函館市港町 1 丁目 2 番 1 号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

株式会社道南ラルズ 代表取締役 馬場 利昭

函館市港町 1 丁目 2 番 1 号

(変更後)

株式会社道南ラルズ 代表取締役 土手 光三

函館市港町 1 丁目 2 番 1 号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社道南ラルズ	代表取締役 馬場利昭	函館市港町 1 丁目 2 番 1 号
株式会社ツルハ	代表取締役 鶴羽 樹	札幌市東区北 24 条東 20 丁目 1 番 21 号
株式会社サンレジャー	代表取締役 小野稔	東京都港区高輪 2 丁目 15 番 21 号
株式会社キタムラ	代表取締役 北村正志	高知県高知市本町 4 丁目 1 番 16 号

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住所	変更のあったもの
株式会社道南ラルズ	代表取締役 土手光三	函館市港町 1 丁目 2 番 1 号	①
株式会社ツルハ	代表取締役 鶴羽 順	札幌市東区北 24 条東 20 丁目 1 番 21 号	②
株式会社 Vidaway	代表取締役 三矢 健	東京都千代田区神田相生町 1 番地	③
株式会社キタムラ	代表取締役 北村正志	高知県高知市本町 4 丁目 1 番 16 号	

(4) 変更の年月日

上記1 (3) ア、イ① 平成25年5月14日

上記1 (3) イ②平成26年8月7日

上記1 (3) イ③平成26年6月1日

(5) 変更する理由

上記1 (3) ア、イ①、イ② 代表者変更

上記1 (3) ③ 合併による商号及び代表者並びに住所の変更

2 届出年月日 平成28年5月26日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成28年6月10日(金)から同年10月11日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで